

# 転入

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認ください。

⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます  
 【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済	
住所	マイナンバーカードをお持ちの方 (転入届出日から90日以内に継続利用の手続きが必要です)	カードの券面記載事項変更(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード	本庁舎1階 4番窓口	★	
	前住所で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 (マイナンバーカードの申請を希望される方)	・顔写真再利用希望の場合 ・申請書の発行のみの場合	※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 8番窓口	★	
		マイナンバーカードの再申請	※受付窓口でご相談ください(予約制)		★	
	在留カード又は特別永住者証明書、外国人登録証明書のいずれかをお持ちの方	カードの券面記載事項変更(住所変更)	(お持ちの方) ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書	市民課	★	
	海外から入国する方	帰国後は転入届が必要で (1年以内の短期帰国は除く)	・転入する方全員のパスポート ・戸籍謄本及び戸籍の附票 (大分市が本籍地の場合は不要) ・マイナンバーカード(お持ちの方)	本庁舎1階 5番窓口	★	
印鑑登録が必要な方	印鑑登録	・顔写真付き本人確認書類 ・登録する印鑑		★		
国民健康保険	国民健康保険に加入する方					
	→69歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付		本庁舎1階 9番窓口	★	
	→70歳から74歳までの方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付	(お持ちの方) ・負担区分等証明書		★	
	→転入日よりあとに、 勤務先の健康保険の資格が切れた方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書・資格情報のお知らせの交付	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		★	
	→各種認定証が必要な方 (病院での支払が一定金額までになる証明書)	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 などの申請 ※特定疾病療養受療証はオンライン申請不可	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など		★	
	75歳以上の方、又は 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険資格取得・変更 手続き(資格確認書又は資格情報 のお知らせは後日郵送)			★	
	→大分県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) 負担区分等証明書		★	
→各種認定証が新たに必要 な方 (病院での支払が一定金額までになる証明書)	・任意記載事項が併記された資格確認書 ・特定疾病療養受療証 などの申請	※県内で引越した方で、記載する任意記載事項を 変更しない場合、申請不要	★			
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の口座振替を 希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印	★			
年金を受給中の方 日本年金機構に送付先設定を行っている方など	住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類	住所変更届の交付及び 日本年金機構への郵送案内	★		
国民年金未加入の方 厚生年金喪失、又は配偶者扶養解除後に国民年金未加入の方	国民年金の加入	・本人確認書類 ・退職日、若しくは扶養解除日が確認できる書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類	本庁舎1階 10番窓口 国民年金室	日本年金機構 大分年金事務所 097-552-1211	★	
海外から転入の方	国民年金の加入	・本人確認書類 ・基礎年金番号、又はマイナンバーを確認できる書類		★		
長寿	65歳以上の方	介護保険の加入 (保険証は後日郵送)		本庁舎1階 14番窓口	★	
	40歳から65歳未満の方で、 前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護認定の相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書	長寿福祉課	★	
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 など	身体障害者手帳以外は障害福祉課及び鶴崎・穂田市民 行政センター内の東部・西部保健福祉センターのみで受付		
	重度心身障がいの者の医療費受給資格を持っていた方	重度心身障がいの者の医療費助成の相談・申請	・加入健康保険の資格情報がわかるもの ・障害者手帳(身体・療育・精神) ・同意書(本人、又は保護者、同一世帯員) ・本人名義の預金通帳等	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	
	障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別障害者手当を 受給している方	市外転入	・障害者手帳(所持者のみ) ・受給者名義の通帳、又はキャッシュカード ・受給者のマイナンバーが分かるもの	本庁舎1階 15番窓口	★	
	(他市町村で)障害福祉サービス受給者証を交付されている方 で、引き続き大分市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請	・介護給付等支給変更申請書 ・税額調査同意書 ・情報提供同意書		—	
(他市町村で)児童通所受給者証を交付されている方 で、引き続き大分市でサービスの利用を希望する方	サービス支給申請	・障害児通所給付費支給変更申請書 ・税額調査同意書 ・情報提供同意書	—			
子ども	小学生・中学生のお子さまがいる方	入学通知書の交付		本庁舎1階 5番窓口	市民課	
	0歳~高校生年代(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで) のお子さまがいる方	転校手続き ※交付された入学通知書通り転校する方は、 転校先の学校で手続き ※その他の場合は児童生徒支援課まで	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 (学校に提出)	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	
		児童手当の申請 ※前の自治体での転出予定日の翌日から15日以内 に申請をしてください ※申請者が公務員の場合は勤務先 にお問い合わせください ※必要なものが揃っていないでも 窓口へお越しください	・窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類 ・申請者名義の振込先が分かるもの ・申請者の健康保険の資格情報が確認できるもの (3歳未満の児童がいるとき) ・申請者、配偶者、児童および大学生年代の子等の マイナンバーカード、又は通知カード	別館3階	子育て支援課	★
	子ども医療費助成の相談・申請	・子どもの健康保険の資格情報が確認できるもの ・保護者の口座が分かるもの			★	
	令和5年3月31日までに出生した3歳未満のお子さまが いる方	おおい子育てほっとクーポン券の申請	本人確認書類		★	
	常時紙おむつを使用している、3歳未満の身体障がい 児又は知的障がい児を養育する方	指定有料ごみ袋の減免申請	身体障害者手帳(1級、又は2級)、 又は療育手帳(A1、又はA2)	本庁舎4階	ごみ減量推進課	—
	0歳~就学前のお子さまがいる方	乳幼児健診等の相談	※お問い合わせください	大分市保健所 1階	健康課 中央保健センター ※明野支所は 受付不可	◇
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票 ・妊婦ご自身のマイナンバーカード		◇	
	初産婦(33週未満)の方とその配偶者の方	ハッピーファミリー応援教室のご案内	※お問い合わせください		大分県助産師会 097-594-5938	—
	放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ入会	・入会申込書・就労証明書 ・利用申込書(就労以外の理由による) ・児童票 など		※各校区の放課後児童クラブ に直接お問い合わせください	—
保育施設等の利用を希望する方	保育所(園)の入園相談	※受付窓口でご相談ください	別館3階	子ども入園課	★	
小中学生のお子さまがいて、経済的な事情がある方	就学援助の相談・申請	学校若しくは受付窓口で申請書をもらい、必要事項を記 入のうえ、当該学校若しくは受付窓口へ提出してくださ い	各学校	第2庁舎6階 児童生徒支援課	—	
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でご相談ください	本庁舎1階 15番窓口	障害福祉課	★	

# 転入

に関連する主な手続き

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります。

当てはまる手続きをご自身でご確認してください。

⇒オンライン申請可

【★】マークのある手続きは、市民行政センター、市民センター、支所内の各窓口で受付できます  
【◇】マークのある手続きは、一部、受付ができない施設があります

下記に当てはまる方は世帯にいますか？	手続き	該当	必要なもの	受付場所・窓口	受付済
子ども ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請	★	※受付窓口でご相談ください	別館 3階 子育て支援課	★
	ひとり親家庭等医療費助成の相談・申請	★	・戸籍謄本（本人及び対象児童） ・加入健康保険の資格情報（本人及び対象児童） ・同意書（本人及び同居の扶養義務者） ・本人及び同居の扶養義務者のマイナンバーが分かるもの		★
税 料 金	上下水道を使用する方	★	水道使用開始届	上下水道局 料金センター 097-538-2416 本庁舎 1階 7番窓口	★
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	—	納税管理人の解任	市民課	—
	市税（国保税を除く）の口座振替を希望する方	★	・通帳 ・通帳の届出印	第2庁舎 3階 納税課 金融機関	★
	125cc以下の原付バイク、小型特殊自動車	★	・転出した市町村のナンバープレート ※廃車申告していない時のみ ・車台情報（車名・型式・車台番号・排気量等） ・本人確認書類	税制課	★
	軽自動車（三輪・四輪）を所有している方	—	※軽自動車協会でご相談ください	全国軽自動車協会連合会 大分事務所 097-524-0222	—
125ccを超えるバイクを所有している方	—	※大分運輸支局でご相談ください	九州運輸局大分運輸支局 050-5540-2087	—	
その他	犬を飼っている方	—	前の住所地で発行された ・鑑札 ・狂犬病予防注射済票	大分市保健所 2階 衛生課 大分市動物愛護センター 097-588-2200	—
	市営住宅に入居を希望する方 又は市営住宅に同居する方	—	※受付窓口でご相談ください 住宅ごとに窓口が異なります	本庁舎 6階 住宅課 大分県住宅供給公社 市営住宅 管理センター：097-533-1674 （特別大興産 第2大分市営住宅 管理センター：097-536-2555	—
	ごみの出し方のご案内	★	※お住まいの自治区により、ごみを出す日が異なります	本庁舎 1階 7番窓口 市民課	★
	大型・粗大ごみの処分が必要な方	—	※事前の予約が必要です	東部清掃事業所 097-523-0322 西部清掃事業所 097-541-5473 佐賀岡支所 097-575-1122	—

2025.7.31現在



〒870-8504  
大分市荷揚町2番31号

開庁時間 あさ8時30分 ~ 夕方5時15分  
(土曜・日曜・休日、年末年始[12/29~1/3]の開庁日はお休みです)

本庁舎(1階中心)・別館(3階)の  
窓口業務を夕方6時まで延長

097-534-6111(代表)

WEB

市民行政センター(鶴崎・植田)、市民センター(大南・大在・坂ノ市・佐賀岡・野津原)、明野支所の開庁時間も同様です。各施設の場所や連絡先、施設内容は、右の二次元コードよりご確認ください。



大分市公式ウェブサイト <https://www.city.oita.oita.jp/>

手続きチェックシート

# 転入

(他市町村 → 大分市)

大分市に引越された方へ

本庁舎 1階  
市民課 5番窓口

各支所で届出される方は最寄りの支所に  
お越しください

転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

## 《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」  
(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・窓口に来られた方が、ご本人であると確認できる書類 (右記参照)
- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」又は「特別永住者証明書」
- ・委任状 (同一世帯以外の方が届出をする場合)

関連する手続きは  
内側にあります

必要書類がそろわない手続きは、  
後日あらためて来庁いただく場合があります。

大分市 公式  
LINE  
友だち募集中!



ごみの出し方など、暮らしに役立つ情報をお届けしています。ぜひ、友だち追加をお願いします。

忘れずにお持ちください

## 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。本人確認書類の提示をお願いします。

1点で  
本人確認  
できるもの

＜官公署が発行した顔写真付きで、ご本人が確認できるもの。免許証、許可証など＞



運転免許証 マイナンバーカード

その他、

- ・パスポート ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

2点で  
本人確認  
できるもの

- ・健康保険の資格確認書
- ・介護保険証・年金手帳・年金証書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

## 代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方の関係などを委任状により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。